

一般国道139号（西富士道路）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	1,356百万円	508百万円	693百万円	437百万円	256百万円
H 1 9	1,377百万円	510百万円	695百万円	438百万円	257百万円
H 2 0	1,390百万円	524百万円	715百万円	451百万円	264百万円
H 2 1	1,420百万円	577百万円	787百万円	496百万円	291百万円
H 2 2	1,456百万円	556百万円	759百万円	479百万円	280百万円
H 2 3	1,292百万円	465百万円	634百万円	400百万円	234百万円
H 2 4	3百万円	1百万円	1百万円	1百万円	0百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典